

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第46回）議事録

1 日時 平成31年1月23日（水） 14時00分～14時30分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、石戸 奈々子、
岡田 羊祐、熊谷 亮丸、知野 恵子、森川 博之（以上7名）

（2）総務省

（総合通信基盤局）

秋本 芳徳（電気通信事業部長）、
山碕 良志（事業政策課長）、大内 康次（事業政策課調査官）、
大村 真一（料金サービス課長）、大塚 康裕（料金サービス課企画官）、
山路 栄作（データ通信課長）、五十嵐 大和（データ通信課調査官）

（3）事務局

後潟 浩一郎（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）諮問事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正について

【平成31年1月23日付け諮問第1229号】

（2）報告事項

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」に関する検討状況の報告

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

開 会

○山内部会長　ただいまから、第46回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

議事の前に当部会の体制についてお話をしたいと思います。ご承知のとおり、1月6日に委員の改選が行われまして、当部会におきましては、前期と同じ構成員により審議を行うこととなりました。

また、部会長でございますが、恐縮でございますが、互選をいただきまして、私、山内が引き続き務めるということになりました。前期同様、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、部会長代理につきましては、引き続き相田委員をお願いしております。相田委員、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の出席状況でございますが、委員8名中7名が出席ということでございまして、定足数を満たしております。ご報告申し上げます。

お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問事項1件、報告事項1件となっております。

諮問事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正について

【平成31年1月23日付け諮問第1229号】

○山内部会長　まず初めに、諮問第1229号「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正について、審議をいたします。本件につきましては、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づきまして、当部会に付託されております。

それでは、総務省よりご説明をお願いいたします。

○山崎事業政策課長　「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正について、ご説明いたします。諮問書は資料46-1-1、改正案は資料46-1-3のとおりですが、ご説明は資料46-1-2により行います。

1 ページをお開きください。まず、このガイドラインの概要です。上の枠にあります認定を受けた電気通信事業者は、電柱・管路や鉄塔等の設備保有者に対し、使用権の協議を求めることができ、当事者間の協議・合意により使用することが可能とされています。このガイドラインは、認定電気通信事業者・設備保有者双方が遵守すべき標準的な取扱方法を定めるものとして、線路敷設等の円滑化を図るため、平成13年に策定されたものです。鉄塔等の空中線については、平成22年に追加されました。主な規定内容は下段のとおりでございます。

2 ページをお開きください。次に今回の改正案の内容です。背景といたしまして、第5世代移動通信システム、5Gにつきまして、3月末頃までに周波数の割当てが行われる予定です。5Gにおきましては、基地局の更なる小セル化、多セル化が必要となるため、鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要となります。

現行ガイドラインの適用対象となります設備保有者は、電気通信事業者に限定されておりますが、今後、「インフラシェアリング」について、電気通信事業者以外の者が、鉄塔等の設備のみを保有し、電気通信事業者に使用させる事業形態が想定されることを踏まえ、今回、認定を受けた電気通信事業者に鉄塔等の設備を提供する者を追加しようとするものでございます。本日の審議でご了承がいただけましたら、意見招請の手続をお願いしたいと考えております。

3 ページをお開きください。参考でございますが、インフラシェアリングに関しましては、円滑な整備を推進する観点から、電気通信事業法及び電波法の適用関係について明確化を図るガイドラインを、別途、昨年12月に策定したところでございますので、ご紹介いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議ください。

○山内部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見あるいはご質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

○岡田委員　　じゃ、1点よろしいですか。

○山内部会長　　どうぞ、岡田委員。

○岡田委員　　2ページの改正案についてというところで、5Gの話が触れられておりますけれども、その中でインフラシェアリングということが指摘されているということで、

ちょっと教えていただきたいんですけども、5Gについてはまだこれからということで、非常に大規模な設備投資が必要になってくるという状況が想定されているんですけども、そういう投資のインセンティブとシェアリングというのは、なかなか同一させることについていろいろ工夫が要るところがあるのではないかと思うんですけども、この点については、このガイドライン策定の経過でどのような議論があったのかなということがもしありましたら教えていただければと思います。

○山碕事業政策課長 5Gは先ほどご説明しましたとおり、現行の携帯電話のシステムに比べまして、基地局の小セル化、多セル化が必要となるということで、かなり多くの設備投資を行う必要がございます。したがって、今まで以上に、単独で設備を整備するよりも、共同で使用する、あるいは他人に設備を使用させるという、このインフラシェアリングの考え方が、設備投資が大きくなるがゆえにより求められるであろうという考えから、今回、ガイドラインを改定して設備投資を促し、スムーズに行えるようにしていこうと判断したものでございます。

○山内部会長 どうぞ。

○岡田委員 シェアリングすることがインセンティブになるという考え方ということ…

…。

○山碕事業政策課長 すいません、シェアリングにより設備投資の負担を少しでも軽く済ますことができ、全体として5Gの設備投資をスムーズに進められることにつながるのではないかとということでございます。

○岡田委員 単独の事業者ではもちろん負担できないというのは、かなり想定されているという。

○山碕事業政策課長 負担できる部分もあるでしょうし、共用というスキームを使ったほうがスムーズに行く場合もあるだろうと考えております。

○岡田委員 特にその点は、ガイドラインの中では、文言として何かそういうことに関わるようなフレーズはあるのでしょうかという。

○山碕事業政策課長 共用の義務を課す性格のガイドラインではなく、事業者の判断で行うという建てつけでございます。

○岡田委員 すいません、細かいことで恐縮ですが、そうするとシェアリングする際に、何かルールを決めているという性格のものではないと。

○山碕事業政策課長 はい。今、ご指摘されているのは、おそらく今回の一部改正案だ

けではなくて、インフラシェアリングガイドライン自体についてだと思えますけれども、このガイドラインは、新たな規定を創設するものではなくて、既存の法令との解釈、適用関係を整理するという、明確化の趣旨にとどまるものでございます。

○岡田委員 了解しました。ありがとうございます。

○山内部会長 石戸委員、どうぞ。

○石戸委員

インフラを共有することにより、全体としてのサービスコストが下がる、もしくはサービスレイヤでの競争が促進される効果があるからという理解で正しいでしょうか。

○山碕事業政策課長 結果的には、最終的には利用者に競争の成果を還元することが大切だと思いますので、委員から今ご指摘のあったような、サービスの質の向上につながることを期待するものでございます。

○石戸委員 ありがとうございます。

○山内部会長 そのほかに、どうぞ、森川委員。

○森川委員 今の点、せっかくですので、ご指摘いただいたんで、ちょっと確認させていただきたいんですけども、5Gでも設備競争は促すわけですよね。

○山碕事業政策課長 はい。そうでございます。

○森川委員 それがボトムラインであって、イレギュラーな場所とか、あるいはすごい困っているところでこういうインフラシェアリングをやりやすくさせるというスタンスということで良いでしょうか。

○山碕事業政策課長 ご指摘のとおりです。

○森川委員 わかりました。

○山内部会長 そのほかに発言ございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、本件につきましてですが、諮問された案を部会として了承いたしまして、意見招請の手続を行うこととしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたしました。

報告事項

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」に関する検討状況の報告

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

○山内部会長　　続きまして、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」に関する検討状況の報告でございます。

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」につきましては、昨年8月に諮問が行われまして、同年10月から関係する委員会・研究会において、本格的な検討が開始されております。

私が主査を務める「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会」におきましては、2030年の通信ネットワークの将来ビジョンを見据えて、政策の在り方を包括的に検証することとしておりまして、関係する研究会とも、そのビジョンを共有しつつ、密接に連携して検討を進めているところでございます。

今般、昨年12月に発表されました「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言案」が「モバイル市場の競争環境に関する研究会」及び「消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループ」の合同会合で取りまとめられるなど、具体的な検討が進んでいる部分もでございます。そこで、総務省から「包括的検証」の検討状況についてご報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山碕事業政策課長　　資料46-2をお開きください。

1ページ目でございます。まず、この「包括的検証」の検討体制でございます。電気通信事業政策部会の下に特別委員会を設置、山内部会長、相田部会長代理に、この特別委員会の主査及び主査代理をお務めいただき、2030年頃を見据えたネットワークビジョン、基盤整備について議論いただいております。また、関係する個別テーマについて、他の4つの研究会及びワーキンググループを設けまして、それぞれの検討結果を特別委員会に集約するという構造にしております。

2ページをお開きください。特別委員会及び関連する研究会等の開催状況でございます。昨年8月に総会、9月にこの部会に諮問後、特別委員会を10月から3回、また、各研究会等を資料記載の日程で開催してきております。今後、夏頃の間答申取りまとめに向けた議論を進めていく予定でございます。

4 ページをお開きください。ここから各特別委員会及び検討会等の検討状況をご説明いたします。まず特別委員会におきましては、3回の委員会に加えまして、関係事業者・団体等に対しまして主査ヒアリングを計7回実施いたしました。

5 ページをお開きください。12月4日の第3回委員会で、それまでの審議や主査ヒアリングの結果を踏まえまして、山内主査ご指示のもと、2030年頃を見据えたネットワークビジョンのイメージ及び検討の基本的視座をお示したところです。図では、ネットワークビジョンのイメージをレイヤ別に整理しています。右側中央の吹き出しの1ポツにあります。今後、IP化や仮想化の進展に伴いまして、設備とサービスや機能の対応関係が多様化し、ネットワーク上のリソースを統合的に管理する新たなネットワークの形態が出現すると考えられます。

これによりまして、アプリケーション特性やユーザに最適化されたサービスの提供、多様なニーズへの対応が可能となるとともに、サービスレイヤにおきましては、右側の上の吹き出し、2ポツにございますとおり、多様なプレーヤによる新たなサービスやイノベーションの創出が活性化されると考えられます。こうしたネットワークビジョンを共有しつつ、下の枠にありますとおり、今後の検討の基本的視座といたしまして、①利用者目線に立ったサービス、②公正競争を促進するためのオープンなネットワーク環境、③利用者利益の保護とイノベーションのバランスの3点をお示したところでございます。

6 ページをお開きください。以上を踏まえまして、特別委員会では今後、通信ネットワーク全体に関するビジョン、通信基盤の整備等の在り方、その他必要と考えられる事項を中心に検討を深めていくこととしております。また、4つの検討会等でも、特別委員会で示した基本的視座を踏まえまして、引き続き検討し、結果を特別委員会で取りまとめることとしております。

8 ページをお開きください。次に各研究会の検討状況、まず森川委員に座長を務めていただいておりますネットワーク中立性に関する研究会について、検討の概要をご説明いたします。近年、インターネットを巡る内外の環境が大きく変化する中で、引き続きインターネットがオープンなものとして社会の公平性・公正性の向上に寄与していくため、ネットワークの中立性に関するルールの見直しが求められております。これを踏まえ、この研究会では、「インターネットの利用に関する利用者の権利」を明確に定めるとともに、事業者におけるトラフィック増大への対策や、ゼロレーティング等のサービス

について、利用者の権利等を踏まえ、許容される要件等を明確化する方向で検討を進めております。

9ページをお開きください。先日行いました論点整理において、主要な論点（案）として、1から3までにあるとおり、帯域制御、優先制御、ゼロレーティング等についてのルールを検討するとともに、4番目、ネットワークへの持続的投資の確保の仕組みとして、OSベンダーやコンテンツ事業者等も含めた関係事業者によるネットワーク逼迫対策の取組の促進、5番目、ネットワーク中立性確保の仕組みとして、電気通信事業者のサービス品質や提供ポリシーに係る情報公開、モニタリングの在り方等について検討を進めていただくこととしております。

次に、11ページ目をお開きください。プラットフォームサービスに関する研究会について、検討の背景をご説明いたします。プラットフォームサービスが社会基盤として重要な役割を果たすようになってきている一方で、プラットフォーム事業者による大量の利用者情報の取得、利用について懸念が示されているところでもあります。プラットフォーム事業者は、国内にサーバー等の設備を設置せずとも、電気通信事業者と同様、類似の通信サービスを多様な形態で提供していることを踏まえ、通信の秘密を含めた利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策等の在り方について、国際的なプライバシー保護等の潮流も考慮しつつ、ご議論をいただいているところでございます。

12ページをお開きください。こちらの研究会も先日論点整理を行いまして、主要な論点（案）といたしまして、利用者情報の適切な取扱いの確保に関する論点として、1、国外のプラットフォーム事業者に対する規律の在り方、2、ユーザの端末に蓄積される利用者情報の適切な取扱いの在り方、3、国外事業者に対する履行確保の方策等について、4ポツ目にあります諸外国との制度的調和の確保も考慮しつつ、ご検討いただくこととしております。あわせて、5番目にありますように、データ流通の基盤となる認証、署名、タイムスタンプといったトラストサービスの在り方、6番目、オンライン上のフェイクニュース等への対応についてもご検討いただくこととしております。

14ページをお開きください。次に、モバイル市場の競争環境に関する研究会及び消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループでは、早急に取り組むべき事項として、今月17日に合同で緊急提言を取りまとめたいただいたところです。①シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現、②販売代理店の業務の適正性の確保を通じ、モバイルサービス等の適正化に取り組むべきであるという趣旨でございます。

15ページをお開きください。まず、1番目の料金プランにつきましては、通信料金と端末代金の完全分離、また行き過ぎた期間拘束に対する提言、16ページに進みまして、販売代理店の業務につきましては届出制度の導入などの提言をいただいたところでございます。いずれも、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を講ずることとされておりまして、現在、総務省におきまして、所要の法案を準備しているところでございます。

最後、17ページでございますが、モバイル研究会、消費者保護ワーキンググループの今後の検討の方向性といたしまして、モバイル研究会におきましては、接続料の算定方法の見直し、消費者保護ワーキンググループにつきましては、契約時の説明の在り方などについて検討を深めるとともに、先日出しました緊急提言のフォローアップを行うこととしているところでございます。

ご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山内部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの質問について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 今、ご説明いただいた検討の方向性については極めて妥当であると考えておりまして、今回の包括的な検証の中で、1つ、やっぱり大きなテーマというのが、このプラットフォームサービスが影響力を増す中で、電気通信事業法の規律との関係をどういうふうに考えるかと、ここが非常に大きなポイントでございます。

実際、例えば、GAF Aだとか、FAANGなどと言われますが、FAANG——これはFacebook、Amazon、Apple、Netflix、Googleということですが——これら5社の時価総額というのを見ると、昨年12月の時点で、東証の一部と二部を合わせたものの半分ぐらいに、5社だけでなっています。特に、利用者の保護という観点で、プラットフォームによる利用者情報の大量流失事案が相次いでいて、利用者情報の取扱いに対する懸念というのが非常に強まっている状況だと認識しております。

私の考えを申し述べると、このサービス提供事業者が国内か海外かにかかわらず、等しく利用者情報の適切な取扱いを確保することが重要であって、ポイントは通信の秘密の保護の域外適用、これを認めて、国民が安心してサービスを利用できるような、そういう環境を整備するということが非常に重要なのではないかと思います。また、その検

討に当たって大事なことは以下の2つのバランスを取ること、1つはイノベーションの促進、それから、もう一つは利用者情報の適切な取扱いの確保、この2つのバランスをしっかりと取らなくてはいけないのではないかと。具体的には、プラットフォームサービスというのがイノベーションの創出を先導して、それがサービスを通じて利用者の利便として還元するような役割を担っているわけですから、結論として、国際的な潮流を踏まえた上で、1つはイノベーションの促進、それから、もう一つは利用者情報の適切な取扱いの確保、この2つのバランスをしっかりと確保するような形でぜひ議論を進めていただきたいと考えております。

以上です。

○山内部会長　ありがとうございました。貴重なご意見いただきました。ほかにご発言ございますか。

どうぞ、岡田委員。

○岡田委員　今の熊谷委員の話におおむね同意するんですが、各論になってくると難しいところがたくさんあるだろうと思っておりまして、報道等にありますように、通信の秘密といったことがよく最近の新聞報道等でもされているところでもありますけれども、こういった話というのは、当然、いわゆる域外適用的な話との調整がいろいろ問題になってきて、GDPRであるとか、あるいは、中国も昨年8月に、ちょっと正式な法律名は忘れちゃったけれども（加筆注：「電子商取引法」が）立法されています。その中で、国境を越えた措置にどう対応していくかというような調整が非常に問題になっていて、しかもルールが明確じゃない状況があるというところで、事業者にとっては大変不確実性が大きいという状況があると。

あと、関連する立法も、電気通信事業法にとどまらず競争法や個人情報保護法、こういったものが重疊的に関与してくるということで、非常にわかりにくい状況というものが事業者にとってあるのかなと思っています。こういう中で、電気通信事業法に則して、今、ご検討いただいているというのは大変有意義だと思いますので、そのときに、こういう関連諸法との調整原則がどうあるべきなのかということも非常に重要な論点として出てくるのではないかと思います。この点についても、もし検討の余地があるのであれば、ぜひ進めていただきたいなと思います。

○山内部会長　ありがとうございました。ほかにご発言ありますか。

どうぞ、知野委員。

○知野委員　この特別委員会の下に設けられた研究会とかワーキンググループですが、今、非常に重要なことだと思います。ただ、いろいろな省庁、経済産業省とか、政府内でも一緒にやっつけていっちゃうのもあるし、その辺との関係がどうなっているのかという他との関係についてが1つです。

それともう一点、特別委員会では利用者目線に立ったサービス利用提供ということを上げられていますけれども、この利用者目線というのは、今、ヒアリングされたところはわりと事業者が多いですけれども、これからどのようにして確保されていくのかという点を教えてください。

○山碕事業政策課長　他省庁、総務省の他部局も含めて、いろいろ検討会を立ち上げられて、検討が進められているところもございますので、事務局同士でよく連携をとってすみ分けをする、問題意識の共有化を図る等により進めているところでございます。

○知野委員　通常の見聞交換みたいな感じでしょうか。

○山碕事業政策課長　はい。事務局が相互に現状を確認したりですとか、情報の共有化を図っているところでございますので、政府全体として齟齬がないように進めていきたいと考えてございます。

○知野委員　分かりました。いろいろなところでやっていますが、同じことを繰り返しているのではないかとか、その辺が気になったものですから、ぜひともよろしく願いいたします。

○山碕事業政策課長　特にプラットフォームサービスに関する研究会では、電気通信事業法における通信の秘密や利用者情報の扱いなど電気通信事業に関わる規範との関係について検討をしているところでございます。

それから、特別委員会の利用者目線ということに関して言いますと、構成員として消費者団体の方に入っていただきましたり、節目節目でパブリックコメントをかけて、いろんな意見をお伺いしているところでございます。ご指摘も踏まえて、引き続き、利用者、消費者の方のご意見を反映させられるように進めていきたいと思っております。

○知野委員　はい、分かりました。

○山内部会長　よろしいですか。

○知野委員　はい。

○山内部会長　ありがとうございました。

それでは、ほかにかがでしょうか。

閉 会

○山内部会長　　ありがとうございました。皆様から大変貴重なご意見をいただきましたので、今後事務局でこういったところが反映される形でお進めいただければと思っております。私のほうも、主査でございますので、念頭に置いて進めてまいりたいと思います。それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○後潟管理室長　　特にございません。

○山内部会長　　ありがとうございました。

　　次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を申し上げます。それでは、本日の会議を終了いたします。どうもご協力ありがとうございました。